

**あんしん W でんち
約款**

2022年6月1日

東京ガス株式会社

目次

I総則	3
1 適用	3
2 定義	3
3 単位および端数処理	5
4 本約款の変更	6
5 実施細目	6
II契約の申し込み	7
6 本サービス契約の申し込み	7
7 本サービス契約の成立	7
8 本サービス契約の単位	9
9 本サービス契約の契約期間	9
III発電・蓄電システム	10
10 お客さま敷地の利用等	10
11 発電・蓄電システム等の設置	10
12 本発電・蓄電システム等の設置費用等	11
13 本発電・蓄電システム等の設置工事に係る責任	12
14 本発電・蓄電システム等の利用	12
15 本発電・蓄電システム等の維持管理	13
16 本発電・蓄電システム等の譲渡	14
IVサービス料金	15
17 サービス料金	15
Vサービス料金の計算および支払い	16
18 電力量の検針および計量	16
19 電力量の算定期間	17
20 サービス料金の計算	17
21 支払義務発生日	17
22 支払期限日	18
23 サービス料金等の支払方法および支払日	18
24 サービス料金の支払がない場合の取扱い	19
25 本サービス料金および延滞利息等の支払い順序	20
26 本発電・蓄電システム等の故障中のサービス料金の取り扱い	20
VIサービス提供	22
27 使用の制限もしくは中止	22
28 損害賠償の免責	22

29	設備の賠償	22
30	不可抗力等	23
VIIサービス契約の変更および解約		24
31	申込内容の変更	24
32	本サービス契約名義の継承ならびに変更	24
33	お客さまからの本サービス契約の解約	24
34	当社からの本サービス契約の解約	24
35	解約違約金	27
36	本サービス契約解約後の債権債務関係	27
37	本サービス契約解約後の出力制御対応	27
VIIIその他		28
38	サービス提供開始に至らないで本サービス契約を解約する場合等の費用の申し受け	28
39	本サービス提供にともなうお客さまの協力	28
40	本発電・蓄電システム等の譲渡禁止等	29
41	事故処理	29
42	消費税法等改正の場合の取扱い	29
43	環境価値の帰属	29
44	専属的合意管轄裁判所	29
45	反社会勢力の排除	29
付則		31
1	本約款の実施期日	31
別表		32
1	サービス料金表	32
2	解約違約金	32
3	最低確保充電量	33

I 総則

1 適用

(1) あんしん W でんち約款（以下「本約款」といいます）は、当社が提供する本サービスの料金、その他のサービス提供条件等を定めたものです。

(2) 本約款は、次の地域に適用します。ただし、離島は除きます。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県（一部を除く）、岐阜県（一部を除く）、長野県

ただし当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

2 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 送配電事業者

1（適用）（1）において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第3条の許可を受けた事業者をいいます。

(2) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(3) 本太陽光発電システム等

本約款に基づいて設置される太陽光発電モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、その他太陽光発電に関する機器、および電力量を計量する計測装置類等の総称をいいます。

(4) 本蓄電システム等

本約款に基づいて設置される蓄電池モジュール、パワーコンディショナ、蓄電池分電盤、その他蓄電池に関する機器等の総称をいいます。なお、当社は本太陽光発電システム等と本蓄電システム等のパワーコンディショナ両方を兼用するハイブリッド型パワーコンディショナを使用する場合があります。

(5) 本発電・蓄電システム等

本太陽光発電システム等、および本蓄電システム等の総称をいいます。

(6) 当社

東京ガス株式会社をいいます。

(7) 本サービス

お客さままたはお客さまの二親等以内の親族の方が所有する建物の屋根の上および敷地に、本発電・蓄電システム等を当社が設置・所有・維持管理し、太陽光発電により発電した電力の供給と、蓄電池による充放電機能等を提供するサービスです。

(8) 本建物

当社が本発電・蓄電システム等を設置する、お客さまご自身で所有またはお客さまの二親等以内の親族の方が所有する建物をいいます。

(9) 電気需給契約

送配電事業者が維持及び運用する供給設備を介して、お客さまが電力小売事業者との間で締結する、低圧で電気の供給を受けるための契約をいいます。

(10) 電気受給契約

本太陽光発電システム等と送配電事業者が維持および運用する電力系統との接続等にかかる契約、ならびに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に定める本太陽光発電システム等からの余剰電力の供給および当該送配電事業者による調達にかかる契約を合わせたものをいいます。

(11) 託送約款等

送配電事業者が定める託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等にもとづく契約をいいます。

(12) 本サービス契約

6（本サービス契約の申し込み）および7（本サービス契約の成立）に従って締結された本サービスにかかる契約のことをいいます。

(13) サービス提供開始日

本サービスの提供を開始する日をいいます。詳細は、9（本サービス契約の契約期間）に定めるとおりとします。

(14) サービス準備期間

本契約成立日からサービス提供開始日の前日までの期間をいいます。

(15) サービス提供期間

15年契約の場合、サービス提供開始日から、サービス提供開始日直後の当社の定める検針日（18（電力量の検針および計量）（3）に定義します。）から起

算して第 180 回目の検針日の前日までの期間、またはサービス提供開始日から 15 年目の日の前日までのいずれか早い日までの期間をいいます。ただし、計量器の故障等による検針の不備、不具合があった場合にはこの限りではありません。

10 年契約の場合、サービス提供開始日から、サービス提供開始日直後の当社の定める検針日から起算して第 120 回目の検針日の前日までの期間、またはサービス提供開始日から 10 年目の日の前日までのいずれか早い日までの期間をいいます。ただし、計量器の故障等による検針の不備、不具合があった場合にはこの限りではありません。

(16) 本太陽光発電電力

本太陽光発電システム等によって発電した電力をいいます。

(17) 自家消費

本太陽光発電電力を本建物で消費すること（本蓄電システム等へ充電することを含みます）をいいます。

(18) 余剰電力

本太陽光発電電力のうち、本建物で自家消費しきれずに系統側に逆潮流する電力のことをいいます。

(19) 最低確保充電量

サービス提供期間中（停電時を除く）に、最低限確保すべき本蓄電システム等の充電量のことをいい、別表 3 の通りとします。

(20) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(21) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税および地方税の規定により課される地方消費税の課税標準に対する割合をいいます。

(22) サービス料金

20（サービス料金の計算）に定める太陽光サービス料金とレジリエンスサービス料金を合計したものをいいます。

3 単位および端数処理

本約款においてサービス料金その他を計算するための電力量の単位は、1 キロワット

時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、サービス料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

4 本約款の変更

当社は、本約款（別表含む）に関して、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則等の改正により本約款の変更の必要が生じた場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生その他当社が必要と判断した場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、お客さまの了承を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合には、サービス提供条件やサービス料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を、一定期間当社の WEB サイトに掲載することで、お知らせします。

5 実施細目

本約款の実施上必要な細目的事項は、本約款の趣旨に則り、別途定めます。

II 契約の申し込み

6 本サービス契約の申し込み

お客さまが新たに当社との本サービス契約を希望される場合は、原則として、当社所定の確認を経たうえで、そのご本人から、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の方法により必要事項を明らかにして申し込みいただきます。また、必要に応じて、本建物の所有または使用者情報をご確認させて頂くことがあります。

7 本サービス契約の成立

本サービス契約は、お客さまからの申し込みを当社または当社が委託する者が承諾したときに成立します。

(1) 当社は、以下の各号に該当する場合に、本サービス契約の契約成立を承諾しないことまたは取り消すことができます。ただし当社が別途認めた場合はこの限りではありません。なお、当社が本サービス契約の契約成立を承諾しない場合または取り消す場合であっても、当社はお客さまに対してその理由を説明する義務を負いません。

1. お客さまが、本建物および本建物の存在する土地を本サービス契約期間中に使用する権原を有さない可能性が有ることが分かっている場合。
2. 本サービスの契約期間中に、お客さまが15（本発電・蓄電システム等の維持管理）（1）に規定する本発電・蓄電システム等の目視点検等を実施できない場合。
3. 本建物への本発電・蓄電システム等の設置が技術的に困難であると判明した場合。
4. 本建物が4kW以上の太陽光発電モジュールの設置が困難な屋根形状である場合。
5. 当社が指定する方法でのサービス料金のお支払いができない場合。また、当社が指定する期日までに、当社が指定する方法でのサービス料金のお支払いが可能であることが確認できない場合。
6. サービス料金のお支払い名義人と本サービスの契約者が一致しない場合。
7. お客さまが当社から連絡可能なメールアドレス、携帯電話番号を保有していない場合。
8. 当社が提供するWEBサイトに接続できる環境がない場合。

9. お客さまがお申し込み時点で満 65 歳以上である場合。
 10. 本建物の屋根面が当社の指定する高さを超えている場合。
 11. 周辺建物等の影響により、本太陽光発電システム等が本サービスの提供に必要な日照量を確保できないと当社が判断した場合。
 12. 本太陽光発電システム等を、真北を 0 度とし、0 度から 90 度または 270 度から 360 度の方位に設置しようとする場合。但し本建物の屋根面の傾斜角が 0 度または 0 度に限りなく近い角度と判断できる場合はこの限りではない。
 13. 本建物が、当社が指定する本発電・蓄電システム等の製造者が指定する設置等の要件を満足していない場合。
 14. 本発電・蓄電システム等を設置しようとする建物が 1981 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建物である場合。
 15. 本太陽光発電システムの設備容量、設置方位、機器構成その他の設計について、当社の承諾を以て決定することにご承諾いただけない場合。
 16. 本建物に既に太陽光発電、エネファーム、エコウィル等の発電設備または蓄電池が設置されている場合。
 17. 本発電・蓄電システム等の製造者が提供するクラウドサービスの利用規約にご同意いただけない場合。
 18. 送配電事業者が提供する電力メータ情報発信サービス（B ルートサービス）の利用の申請をしていただけない場合。ただし当該サービスを利用中のお客さまはこの限りではない。
 19. 当社の求めに応じ、15（本発電・蓄電システム等の維持管理）（4）に定める通信環境をお客さまにてご準備いただけない場合。
 20. サービス提供期間中、本建物で電気需給契約を継続することが困難である場合。
 21. 本サービス契約申込書の記述に不備がある場合、または虚偽の事実を記載した場合。
 22. その他、当社が定める本サービス利用のために満足すべき要件が満足されていない場合ややむを得ない理由を有すると当社が判断した場合。
- (2) 当社は本サービス提供に関する必要な事項について、特別な事情がある場合を除き、サービス契約書を作成しないものとし、お客さまはこれを承諾するものとします。
- (3) お客さまが当社に本サービスのお申し込みをされた場合、本サービス契約の提供条件

等を記載した書面については、特定商取引法に則り遅滞なくお客さまに交付します。また本約款については、当社 WEB サイトに掲載する方法その他当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点についてあらかじめ承諾していただきます。

8 本サービス契約の単位

当社は、本建物について、原則 1 サービス契約を締結します。但し、当社が別途認められた場合はこの限りではありません。

9 本サービス契約の契約期間

- (1) 当社は、契約成立日以降であって、各種手続き及び本発電・蓄電システム等の設置工事（以下「本工事」といいます）の施工が完了し、かつ、本発電・蓄電システム等の系統連系完了後、当社が指定する日よりサービス提供を開始します。この場合のサービス提供開始日は、確定後遅滞なく当社が指定する方法にてお客さまに通知いたします。
- (2) 当社は、やむを得ない理由により、前項に定める本発電・蓄電システム等によるサービス提供開始日に、サービス提供を開始できないことが明らかになった場合は、すみやかに、新たなサービス提供開始日を定めるものとします。
- (3) 本サービス契約の契約期間は、サービス準備期間、ならびにサービス提供期間の合計とします。なおサービス料金の算定はサービス提供期間に対して行います。

III 発電・蓄電システム

10 お客さま敷地の利用等

- (1) お客さまは、本サービス契約の契約期間中（11（発電・蓄電システム等の設置）に係る工事期間中を含む）、本発電・蓄電システム等の設置およびその利用に必要なお客さまの敷地等を当社が無償で利用することを異議なく承諾するものとします。この場合、当該敷地等が借地等であるときは、あらかじめ当該敷地の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておくものとします。
- (2) お客さまは、本建物上に、本発電・蓄電システム等の設置を妨げる、物件、担保権、用益物権もしくは賃借権その他の負担がある場合には、当社が本工事を開始しようとする日までに、お客さまの責任および費用でこれを除去し、また、その登記があるときは、これを抹消するものといたします。
- (3) お客さまは、本サービス契約期間中、本発電・蓄電システム等による自家消費量を計測するために必要とする電気およびその他本サービスの提供に必要な電気を、当社が無償で利用することを異議なく承諾するものとします。
- (4) お客さまは、本工事、改修工事、メンテナンス、その他の本サービス運営に協力することを異議なく承諾するものとします。
- (5) お客さまは、法令の施行または改正等により、本条（1）に定める敷地等の当社による利用について第三者に対する対抗要件制度が導入され、その具備が可能となった場合は、当社が当該対抗要件を具備することができるよう、協力を行うものとします。

11 発電・蓄電システム等の設置

- (1) 当社は、本工事に関する請負契約（以下、「本請負契約」といいます。）を請負人（以下「本工事請負人」といいます。）との間において締結し、本工事請負人により、本発電・蓄電システム等をお客さまの敷地内の所定の場所に設置するものとします。
- (2) 当社（本工事請負人含む）は、本工事の開始日および工事期間を定めお客さまに通知いたします。ただし、やむを得ない理由により、工事の開始日または工事期間が変更になった場合は、あらためてお客さまと協議のうえ、新たな日程を定めることとします。
- (3) お客さまの求めにより、本工事内容に変更が生じる場合には、本請負契約の定めにより本工事請負人が当該工事変更内容および代金の変更について、お客さまに対し事前に説明し、お客さまはこれを承諾することとします。
- (4) 当社または当社が指定する者はお客さまの求めに応じて、国・地方自治体が行う補

助事業、助成事業の交付申請を行います。この場合、当社は当該補助金・助成金事業の交付要綱に従って工事着手日を調整します。また、交付が決定された場合、当該補助金事業の定めに従い交付された補助金の取り扱いを決定します。

- (5) 当社は、本工事に係る事前調査、本工事、その他本サービスに必要な一切の行為（当社社員または業務委託先社員による立ち入り検査等も含む）を実施できるものとし、お客さまは、本工事に係る必要情報（図面、仕様書、その他設計図書等）を必要に応じて開示し、本工事に必要となる一切の協力を行うものとし、
- (6) お客さまは、本工事にあたり、お客さまの敷地内の構成部材（建物の屋根、壁材等）の交換や加工が行われることについて、あらかじめ承諾するものとし、
- (7) 本工事期間中に本工事請負人の責めに帰すべき理由により本建物またはお客さま等への損害が発生した場合には、当社は本請負契約の定めにより本工事請負人に当該損害についてお客さまへ賠償せしめるものとし、
- (8) 本工事期間中にお客さまの責めに帰すべき理由によって本工事が完了できない状態となった場合、当社はその状態の改善をお客さまに書面で催告いたします。なお当該状態が催告後 14 日以内に解消されない場合、当社は本契約を直ちに、将来に向けて解除できるものとし、お客さまは契約締結から契約解除までに発生した費用を負担するものとし、なお、当該解除の時までに、本発電・蓄電システムの全部又は一部が既に設置済みであっても、当社は原状回復の義務を負いません。

12 本発電・蓄電システム等の設置費用等

- (1) 当社は、本サービス契約を遂行するための本発電・蓄電システム等の設置に係る機器費ならびに設置のための標準工事費を負担します。標準工事費に含まれる工事は太陽光発電モジュール、太陽光発電用パワーコンディショナ、蓄電池、蓄電池用パワーコンディショナ、リモコン、計量メータおよび通信ユニットの搬入据付、各機器間の配管配線、試運転調整、系統連系、の工事一式をいいます。足場費用等は含んでおりません。
- (2) 本サービス契約による本太陽光発電システム等の設置に係る供給設備を変更する場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から工事費の負担を求められた際、当社は当該工事費の実費を工事費負担金としてお客さまから申し受ける場合があります。
- (3) お客さまは本発電・蓄電システム等の設置において、本建物および周辺環境を考慮して当社が円滑かつ安全な施工のために必要であると判断する標準工事費に含まれない費用（以下、「標準外対応費」といいます）が生じる場合には、お客さまは当該費用を負担します。
- (4) 標準外対応費が発生する場合、当社または当社が委託するものは契約申し込み

前にその金額をお客さまに通知します。

- (5) お客さまは当社からの請求に基づき、初回のサービス料金に合算して標準外対応費を支払います。
- (6) 本契約期間中または本サービスの契約にあたり、本発電・蓄電システム等が設置される本建物の屋上や屋根部分の防水工事や外壁の塗り替え等が必要になった場合、それらの費用は、お客さまの負担といたします。
- (7) 前項の防水工事等のために、本発電・蓄電システム等を一時的に撤去する場合における本発電・蓄電システム等の撤去、保管および再設置に要する費用や、本発電・蓄電システム等の設置に伴い外壁の塗り替え等の補修その他これらに類する作業を行う場合の費用は、いずれもお客さま負担といたします。
- (8) 本条(6)または(7)の行為により、本発電・蓄電システム等に破損、故障が生じ本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合、お客さまは、35（解約違約金）で定める発電・蓄電システム等買取価格により、当該発電・蓄電システム等を買取るものとします。

13 本発電・蓄電システム等の設置工事に係る責任

- (1) 本契約期間中に、本工事に起因して本建物に雨漏りその他不具合が生じた場合には、当社は、お客さまの負担なくこれを修繕いたします。
- (2) 本契約期間中において既存の屋根・屋上・躯体の防水工事の欠陥もしくは老朽化により本建物に雨漏りその他不具合が生じた場合は、お客さまは、お客さまの負担でこれを修繕するものといたします。
- (3) 本契約期間内において本建物に雨漏りその他不具合が生じた場合において、当該雨漏り等の不具合の原因が不明であるときは、お客さまおよび当社は対応を協議するものといたします。
- (4) 本契約期間が終了した後における本建物または本発電・蓄電システム等に関する雨漏りその他の不具合については、その原因に関わらず、当社は一切の責任を負わないものといたします。

14 本発電・蓄電システム等の利用

お客さまは、本発電・蓄電システム等を本条の定めに従い利用することができます。当社は、本サービス契約期間中の本発電・蓄電システム等の経年による劣化、性能低下について、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 通常時の利用

1. お客さまは、本太陽光発電電力のうち、自家消費に使用する電力について、17（サービス料金）にて規定する料金により電力を使用することが出来るものとします。
2. 本太陽光発電電力のうち、余剰電力については、当社が自由に利用し処分できるものとします。
3. 本蓄電システム等は当社が指定する運転モードでご利用いただけます。
4. 本蓄電システム等を当社または当社が指定する者が遠隔で充放電する制御を行う場合があります。

(2) 停電時の利用

お客さまは、本サービス契約期間中、停電により本建物に対する一般送配電事業者からの電気供給が停止した際に、本発電・蓄電システム等が正常に稼働している場合は、本発電・蓄電システム等から供給される電力を当社の定める一定の条件のもと利用することができるものとします。ただし、当社あるいは送配電事業者の求めにより、当該電力の利用の停止を求められた場合、その他、事由のいかんを問わず電力の利用が出来ない場合は、この限りではありません。

15 本発電・蓄電システム等の維持管理

- (1) 当社（当社から委託を受けた業務委託先も含みます。以下本条において同様とします。）は、本サービス契約期間中において、本発電・蓄電システム等の保守点検、維持管理業務を行うものとし、お客さまはこれに協力します。但し、お客さまは善良なる管理者の義務として本発電・蓄電システム等の日常的な目視点検等を実施します。
- (2) お客さまは、当社または当社が委託する者が、本発電・蓄電システム等の、保守点検、維持管理その他の目的のために、事前にお客さまへの通知のうえ、合理的な時間帯および頻度において、お客さまの敷地内および本発電・蓄電システム等が設置されている場所に立ち入ることを、あらかじめ承諾するものとします。その際、お客さまの求めに応じ、点検者は所定の証明書を提示します。
- (3) 当社は、本サービス契約期間中に、本発電・蓄電システム等に本サービスの提供に支障となる不具合または故障（お客さまの故意または過失による場合を除きます。）が生じたことを確認した場合には、遅滞なく当社が適切と考える措置（修理、交換等）を行い、本サービスが提供できる状態を保つものとします。ただし、当該措置の遅延等によりお客さまに生じた損害については、当社の故意、重大な過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) お客さまは、当社の求めに応じて本サービス契約の提供に必要なインターネット回線を当社に無償で貸与するとともに、契約期間中、本インターネット回線を当社が継続

的に利用することができるようこれを維持管理するものいたします。

- (5) お客様は、本条（４）にもとづき本インターネット回線を当社に貸与する場合において、本インターネット回線の異常について、当社からの問い合わせを受けたときは、すみやかに調査を行ない、本インターネット回線を正常な状態に戻したのち、その結果を当社に報告するものいたします。
- (6) お客様は、本発電・蓄電システム等およびそれに付随する一切の設備に、異常が見つかった場合、すみやかに当社が別途指定する当社窓口へ通知します。
- (7) お客様は、修繕、改築、リフォーム、その他本発電・蓄電システム等に影響を及ぼし得る工事を行う場合、すみやかに当社へ報告するものとします。この場合、工事着手の60日前までに当社へ連絡し、当社からの書面による承諾を得るものとします。

16 本発電・蓄電システム等の譲渡

- (1) お客様は、本サービスの契約期間が終了した場合、当該サービス契約終了時点をもって、①本発電・蓄電システム等を現状有姿にて当社から無償にて譲り受けるか、または②本発電・蓄電システム等をお客さまの費用負担で撤去し、当社へ返還するかいずれかを選択できるものとします。この際、当社は、本発電・蓄電システム等の経年による劣化、性能低下および不具合等について、一切の責任を負わないものとします。
- (2) 当社の責により、本契約が中途解約された場合、当社は、本発電・蓄電システム等を撤去します。なお、この場合、当社は、当該撤去のために必要な範囲内で、お客さまの敷地に立ち入ることが出来るものとします。ただし、お客さまおよび当社で協議の上、合意がある場合は、お客さまは本発電・蓄電システム等を買取ることが出来るものとします。
- (3) お客さまの責により、本契約が中途解約された場合は、お客さまは、35（解約違約金）で定める本発電・蓄電システム等買取価格により、本発電・蓄電システム等を買取るものとします。当社は、お客さまからの代金を受領した後、本発電・蓄電システム等を現状有姿にて譲渡いたします。なお、お客さまが中途解約後に本発電・蓄電システム等の撤去をご希望される場合は、原則としてお客さまご自身により手配いただきます。
- (4) 中途解約の場合、または10年契約を満了した場合、本発電・蓄電システム等を当社からお客さまに譲渡した後も、当社が定める手続きの完了により系統連系日から起算して15年間の機器保証が継続します。

IVサービス料金

17 サービス料金

- (1) 本サービス料金の詳細事項は、別表 1 サービス料金表にて定めます。
- (2) 太陽光サービス料金の適用は、サービス提供開始日から発生するものとします。レジリエンスサービス料金の適用は、サービス開始後初回の検針日（18（電力量の検針および計量）（3）に定義します。）から発生するものとします。
- (3) レジリエンスサービス料金の日割り計算は原則として実施しないものとします。お客さまのレジリエンスサービス料金のお支払いは本サービス契約期間中に、契約期間 15 年の場合は原則 180 回、契約期間 10 年の場合は原則 120 回とします。

V サービス料金の計算および支払い

18 電力量の検針および計量

- (1) 太陽光サービス料金の算定には、当社が本建物に設置した計量器により計量された値を用います。また、当該計量器の設置場所を、お客さまは無償にて当社に提供するものとします。当社は、計算した電力量をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社は、太陽光サービス料金を算定するために電力量 1、ならびに電力量 2 を計量します。なお、電力量 1 は系統受電電力量を、電力量 2 は本建物内総電力使用量を指すものとし、当社は電力量 2 を計量するために、パワーコンディショナの負荷側に計量器を 1 台設置いたします。電力量 1 は送配電事業者の提供する電力メータ情報発信サービス（B ルートサービス）により送配電事業者の設置するスマートメータから取得いたします。
- (3) 当社は電力量 1、2 を前項の計量器および電力メータ情報発信サービス（B ルートサービス）によって検針し、当社が検針した日を検針日といいます。検針日は当社 WEB サイトにて「検針月日」として表記しお客さまにお知らせいたします。
- (4) 計量器や通信設備の故障等により、電力量 1 または電力量 2 が正しく取得できない場合は、原則として、その直前の料金算定期間のそれぞれの電力量と同量といたします。算定された電力量はお客さまにお知らせします。
- (5) 当社または当社の委託する者は、電力量 1、2 の計量を実施するため、または計量器の修理、交換もしくは検査が必要である場合に、本建物およびその敷地に立ち入ることができるものといたします。なお、お客さまは、当社の当該立ち入りに協力するものとします。
- (6) 当社は、検針の結果を原則として当社の WEB サイト上に掲載する方法によりお客さまにお知らせします。
- (7) 本建物に受電電力量および余剰電力量を計測するためのスマートメータが設置されていない場合、当社もしくは本工事請負人は送配電事業者に対し本建物の電力量計をスマートメータに取り替える工事を申請し、お客さまはこれに同意するものとします。当該スマートメータへの取り換え工事に係る費用が生じる場合、その費用についてはお客さまが負担します。
- (8) 当社は、当社が設置した計量器が検定有効期間を終えた場合、以後は過去の電力量にもとづき算出した金額を、太陽光サービス料金として請求できるものといたします。

(9) お客様はデータの取得および活用の際に以下を了承します。

1. 本発電・蓄電システム等の製造者は、本発電・蓄電システム等のエラー情報、発電量、受電電力量、充電量、その他運転データ等のデータを取得する場合があります。
2. 当社または当社の委託する者は、送配電事業者の提供する電力メータ情報発信サービス（Bルートサービス）により送配電事業者の設置するスマートメータで取得できるメータ指示数、電流値等のデータを取得し本サービスの提供に利用します。
3. 当社または当社の委託する者は、本項①②のデータを本サービスの改善等に活用する場合があります。

19 電力量の算定期間

当月の電力量 1 ならびに電力量 2 の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、この期間の電力量 1 ならびに電力量 2 をもとに、太陽光サービス料金を計算します。

ただし、本サービスを開始した場合は、本サービスを開始した日から直後の検針日の前日までの期間を、電力量 1 ならびに電力量 2 の初回算定期間とします。本サービスを解約または本サービスが契約終了した場合は、直前の検針日から解約日または終了日の前日までの期間を電力量 1 ならびに電力量 2 の最終算定期間とします。

20 サービス料金の計算

- (1) 太陽光サービス料金は、1 8（電力量の検針および計量）にて検針する電力量 2 に、別表 1 の太陽光サービス料金単価表に定める電力量料金単価を乗じた料金から、電力量 1 に太陽光サービス料金表に定める調整費料金単価を乗じた金額を差し引いた値とします。
- (2) レジリエンスサービス料金は、別表 1 に記載する先払いサービス料金・レジリエンスサービス料金表に定める金額を適用して算出します。
- (3) 先払い 30 万円プランを選択されたお客様は、当社からの請求に基づき、初回サービス料金の請求に加算して別表 1 に定める先払いサービス料金をお支払いいただきます。
- (4) 当社は、本サービスの利用料金を、1 9（電力量の算定期間）に定める算定期間を「1 か月」として計算します。
- (5) 当社は、太陽光サービス料金とレジリエンスサービス料金を合算し、1 か月のサービス料金とします。

21 支払義務発生日

- (1) 1か月のサービス料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定する日（以下「支払義務発生日」といいます。）は、当該1か月の電力量1、電力量2の検針日以降に計算するサービス料金の請求日とします。ただし、お客さまが本サービス契約を解約された場合は、前回の検針日から解約日までのサービス料金の支払い義務発生日は、解約日以降に計算される当該期間分のサービス料金の請求日とします。
- (2) 当社は、料金その他の請求額を当社の指定する方法をもって、お客さまに通知または提示することによりお客さまへのご請求を行ったものといたします。なおサービス料金は、複数月をまとめて請求することがあります。

22 支払期限日

- (1) お客さまのサービス料金は、支払期限日までに支払っていただきます。
- (2) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とします。
- (3) 本条（2）の支払期限日が日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および1月4日、5月1日、12月29日および12月30日（以下「当社が定める休日」といいます。）の場合には、その直後の当社が定める休日でない日を支払期限日とします。

23 サービス料金等の支払方法および支払日

- (1) お客さまは、本サービス料金を毎月お支払いいただきます。なお、当該支払いに伴う手数料はお客さまの負担といたします。
- (2) 本サービス料金のお支払方法は、お客さまが当社の指定するクレジットカード会社（以下「クレジットカード会社」）との契約にもとづきクレジットカード会社に毎月継続して立替払いさせる方法によります。その場合、クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (3) 当社は、必要に応じて、クレジットカード会社に対してお客さまの信用確認を行います。
- (4) 当社は、前項の結果、信用確認が取れない場合、すみやかにお客さまにお知らせし、支払期限日までに、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出ていただきます。
- (5) 当社は、請求日にお支払いが完了しなかった場合は、必要に応じて再度請求することがあります。
- (6) クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金は、銀行振込等の当社が別途指定する払込方法によりお支払いいただきます。
- (7) 当社は、お客さまにお支払いいただいた本サービス料金額に過不足があることが判明した場合、電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわら

ず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期限日が到来する本サービス料金と精算いたします。（精算時に当該サービス料金の支払期限日が到来しているか否かを問いません。）。

- (8) 本約款によりお支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める支払期限日を経過したのち、お客さまからのお支払いがない場合には、債権回収会社等の関係業者へ当該債権の回収代行の依頼または債権の譲渡を行う場合があります。これに伴い、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を債権回収会社等の関係業者へ通知することがあります。
- (9) 銀行振込等による払込の方法で支払われる場合は、当社が作成した払込票等により、または当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます）所定の方法により、当社または債権回収会社が指定した銀行口座等にお支払いいただきます。その場合、その銀行口座等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものとします。なお、債権回収会社所定の方法により支払われる場合、所定の手数料をご負担いただく場合があります。
- (10) 支払の料金がマイナスになった場合は、原則として、次回以降の料金から割引形で精算いたします。
- (11) その他、個別に費用が発生した場合には、そのつど、当社が指定した支払方法によりお支払いいただきます。そのときの支払いに伴う費用は、お客さまの負担といたします。

24 サービス料金の支払がない場合の取扱い

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお本サービス料金を支払われない場合は、当社は、原則として、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、本サービス料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、その計算の対象となる本サービス料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に一日あたり0.0274パーセントを乗じて計算して得た金額とします。なお、消費税等相当額は次の計算式により計算します。

サービス料金に含まれる消費税等相当額

$$= \text{サービス料金（税込）} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の計算の対象となるサービス料金を支払われた直後に支払義務が発生する本サービス料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、本条（3）の規定にもとづき、あわせて支払っていただく本サービス料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。

- (5) 延滞利息の支払期限日は、本条（3）の規定にもとづきあわせて支払っていただく本サービス料金の支払期限日と同じとします。
- (6) 当社は、お客さまが本サービス料金を、支払期限日を経過してもなお支払わないことが連続2回発生した場合、34（当社からの本サービス契約の解約）の規定に則り当社は本契約を直ちに解約できるものとします。その場合、お客さまは、当社に対し、35（解約違約金）の定めにより解約違約金を支払い、本発電・蓄電システム等を買取するものとします。

25 本サービス料金および延滞利息等の支払い順序

本サービス料金および延滞利息等は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

26 本発電・蓄電システム等の故障中のサービス料金の取り扱い

- (1) 本サービスの契約期間中に本発電・蓄電システム等に本サービスの提供を妨げる不具合（以下、「不具合」といいます）が生じた場合の取り扱いは以下のように定めます。
1. 本発電・蓄電システム等に生じた不具合が本建物、お客さまの故意および過失、その他お客さままたはお客さまの所有する設備等に起因する場合には、当社は本発電・蓄電システム等の故障中においてもサービス料金を請求いたします。また、お客さまは当該不具合によって当社に生じた損害の賠償責任を負い、当社からの賠償費用の請求に従いすみやかにその費用を当社に対して支払います。故障中の電力量1、電力量2が不明の場合には、原則として当該故障期間の直前の料金算定期間と同等のサービス料金を請求するものといたします。
 2. 本発電・蓄電システム等に生じた不具合が当社または本工事請負人に起因する場合には、当社は、本太陽光発電システム等の不具合にあつては当該不具合期間中の太陽光サービス料金を、本蓄電システム等の不具合にあつては当該不具合期間中のレジリエンスサービス料金を請求しないものとします。
 3. 本発電・蓄電システム等に生じた不具合が機器の故障に起因する場合には、お客さまは当該不具合を当社に遅滞なく通知するものとし、当社は当該不具合の通知があつた場合、本太陽光発電システム等の不具合にあつては当該不具合期間中の太陽光サービス料金を、本蓄電システム等の不具合にあつては当該不具合期間中のレジリエンスサービス料金を請求しないものとします。
 4. 本発電・蓄電システム等に生じた不具合が当社（本発電・蓄電システム等のメーカーおよび本工事請負人を含みます。）またはお客さまのいずれに起因するか定かではない場合、当社、お客さまの両者は善良な誠意をもって当該不具合の原因解明に協力します。

5. 本発電・蓄電システム等に生じた不具合の原因が本項 1. 2. 3. 6.のいずれにも該当しない場合、お客さまは当該不具合によって当社に生じた損害について、その原因となるものに対し賠償せしめることに協力します。
 6. 本発電・蓄電システム等に生じた不具合が地震、天災その他の不可抗力に起因する場合には30（不可抗力等）に則り、各当事者は相手方の損害に対し損害の賠償責任を負わないこととします。
 7. お客さまは、本発電・蓄電システム等に不具合が生じていないにも関わらず当社、本工事請負人、本発電・蓄電システム等の製造者、販売者等に連絡し、現場確認作業等のための出張費用等の実費が発生した場合には、当該費用を負担するものとします。
- (2) 前項 2. 3.に定める本太陽光発電システム等の不具合期間を含む料金算定期間中の太陽光サービス料金の請求額は、当該料金算定期間の自家消費量から、本太陽光発電システム等の不具合期間中の自家消費量を差し引いた値をもとに算定するものとします。
- (3) 本条（1）2.に定める本蓄電システム等の不具合期間を含む料金算定期間中のレジリエンスサービス料金の請求額は、
- イ) 当社が当該不具合を覚知した場合には当社が当該不具合を覚知した日から不具合が解消した日までの日数、または
 - ロ) お客さまが当該不具合を覚知した場合は、お客さまからのお申し出に基づき当社が本蓄電システム等に不具合があることを確認したうえで、お客さまが当該不具合について当社にご連絡いただいた日から不具合が解消した日までの日数
- いずれかを、当該料金算定期間の暦日数で除したのち、レジリエンスサービス料金に乘じ、1円未満の端数を切り捨てた金額を、当該料金算定期間のレジリエンスサービス料金から差し引いたものとします。
- (4) 本条（1）3.に定める本蓄電システム等の不具合期間を含む料金算定期間中のレジリエンスサービス料金の請求額は、お客さまからのお申し出に基づき当社が調査の上、
1. 当該不具合の発生日を特定できる場合には、不具合発生日から不具合が解消した日までの日数、または
 2. 当該不具合発生日を特定できない場合は、不具合期間を含む料金算定期間初日から不具合が解消した日までの日数
- いずれかを、当該料金算定期間の暦日数で除したのち、レジリエンスサービス料金に乘じ、1円未満の端数を切り捨てた金額を、当該料金算定期間のレジリエンスサービス料金から差し引いたものとします。

VIサービス提供

27 使用の制限もしくは中止

当社は、次の場合には、本発電・蓄電システム等によるサービス提供を制限し、もしくは中止させていただくことがあります。

1. 本発電・蓄電システム等にサービス提供を妨げる故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
2. 本発電・蓄電システム等の保守、点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
3. 当社が、保安上必要があると判断した場合
4. 法令または行政機関からの命令、勧告等に基づいて停止または中止の必要がある場合
5. お客様に本約款への違反があった場合
6. 非常変災の場合
7. その他、当社が必要と認める場合

28 損害賠償の免責

- (1) 27（使用の制限もしくは中止）によって本サービスの提供を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 34（当社からの本サービス契約の解約）によって本サービス契約を解約した場合には、当社は、これによりお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社がお客様の受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

29 設備の賠償

お客様が故意または過失によって本発電・蓄電システム等を損傷し、または亡失した場合は、次の金額をお客様から申し受けます。

1. 当社が修理可能と判断した場合は、当該修理に要する費用

2. 修理不可能な場合は、35（解約違約金）に定める解約違約金。この場合、本サービス契約は終了するものとします。

30 不可抗力等

天災・戦禍等の不可抗力、その他当社、お客さまのいずれにもその責を帰することができない理由（以下「不可抗力等」といいます）により、本契約上要求される債務の履行に関して履行遅延または履行不能となった場合は、各当事者は当該履行遅延または履行不能について責任を負わず、相手方の損害に対し損害の賠償責任を負わないこととします。

VII サービス契約の変更および解約

31 申込内容の変更

お客さまが、本申込内容の変更を希望される場合は、当社による承諾が必要になります。この場合、当社指定の方法により、変更の申し込みを行っていただきます。

32 本サービス契約名義の継承ならびに変更

- (1) 本建物の売買、相続等により所有権または利用権の異動が発生した場合、お客さまは、新たに本建物の所有者または利用者となる方に、本サービス契約を異議なく継承していただくものとします。
- (2) 新たなお客さま（本条（1）の継承によるお客さまを含みますがこれに限定しません）が、従前のお客さまの本サービス契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、当社所定の方法により契約名義の変更をしていただきます。
- (3) 本条（1）により、本サービス契約名義の変更についてのお申し込みがあった場合、当社は新たなお客さまについて所定の審査のうえ、承諾の可否を決定し、通知するものとします。
- (4) お客さまは、本建物の電気需給契約を解約または名義変更しようとする場合には、事前に当社に通知します。但し、電気需給契約の契約先（小売電気事業者又はその取次店）のスイッチングは可能とします。電気需給契約を解約した場合には、34（当社からの本サービス契約の解約）の規定に則り、本サービス契約は解約となります。

33 お客さまからの本サービス契約の解約

当社が次のいずれかに該当する場合には、お客さまは、当社に対し書面等による通知により、当社との間の本サービス契約を解除することができます。

1. 46（反社会的勢力の排除）に違反した場合
2. 当社が、本サービス契約にもとづく義務に違反し、お客さまから当社に対して書面等による催告にもかかわらず90日以内に当該違反が是正されない場合
3. その他、お客さまとの間の信頼関係を破壊する本サービス契約の重大な違背で是正不能のものが判明した場合

34 当社からの本サービス契約の解約

- (1) 当社は、次の場合には、あらかじめその旨原則としてインターネットを利用する方法等によりお客さまに通知した上で、お客さまとの間の本サービス契約を解約できるものとしま

す。また、お客さまは当該解約により、当社からお客さまへの請求に基づき解約違約金を支払うものとします。

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合

イ サービス料金の全額を支払期限日を経過してなお支払わないことが連続 2 回発生した場合

ロ 本約款によって支払いを要することとなったサービス料金以外の債務（延滞利息の全額や標準外対応費の全額等）を履行しない場合

ハ 本サービス契約の成立後、本サービスの提供に必要となるお客さまの情報について、変更や不明点が判明したにもかかわらず、当該情報を提供いただけない等、当社からお客さまへの本サービスの提供に支障がある場合

ニ お客さまが、当社における本サービスの履行または運営等を妨げる行為を行う場合

ホ 本サービス提供期間中に本建物の電気需給契約を解除した場合（電気契約先のスイッチングは可能）

ヘ 本建物の所有権または使用权を第三者に譲渡する場合で、当該第三者に対し、本契約上のお客さまの地位を継承しない場合、または当該第三者への名義変更の申し出を当社が承諾しない場合

ト 本サービス契約の名義変更またはその他の事由により、7（本サービス契約の成立）（1）に規定する各号に該当する場合

チ 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合

リ 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

ヌ 支払停止の状態に陥った場合

ル 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

ヲ その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合

ワ お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合

カ 本約款および関連法令・条例・規則等に反した場合

コ 40（発電・蓄電システム等の譲渡禁止等）（1）に違反した場合

ク 46（反社会勢力の排除）に違反した場合

ケ その他、当社との間の信頼関係を破壊する本契約の重大な違背で是正不能のものが判明した場合

2. 次のいずれかの状況と当社が判断した場合

イ お客さまの責めに帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合

ロ 本発電・蓄電システム等が設置されている本建物が滅失した場合、または本建物が毀損し、本サービス提供の継続が困難である場合

- ハお客さまが、本発電・蓄電システム等が設置されている本建物を建替え、本サービスの提供の継続が困難である場合
- ニお客さまが本サービス提供期間中に本発電・蓄電システム等を合理的な理由なく故意に停止させた場合
- ホお客さまが電気工作物（本発電・蓄電システム等を含む）を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ヘお客さまが電気工作物（本発電・蓄電システム等を含む）の改変等により、不正に本サービスを使用した場合
- ト法令またはガイドラインの変更、その他の制度変更または行政指導、またはその他の事象により、本サービス提供の継続が困難な場合
- チお客さまが、当社への通知をせずに、本建物から移転し、本発電・蓄電システム等を使用していないことが明らかな場合
- リお客さまが太陽光発電モジュールの増設や、本建物に本太陽光発電システム等以外の発電設備を設置した場合
- ヌ本太陽光発電システム等設置後に、お客さまが本太陽光発電システム等への太陽光の照射を妨げるまたは、減少させる等、発電を妨げるまたは発電を減少させる場合
- ル本蓄電システム等設置後に、お客さまが本蓄電システム等の充放電効率を著しく下げるまたは充放電を妨げる場合
- ヲお客さまが本発電・蓄電システム等に対して、運転条件の変更、改造、増設、移動その他の変更を加えた場合
- ワお客さまが本発電・蓄電システム等に対して、当社に通知することなく保守点検・修理を実施した場合
- カお客さまが本蓄電システム等の最低確保充電量を変更した場合
- ヨお客さまが本発電・蓄電システム等を取り外し、または撤去した場合
- タお客さまが本太陽光発電電力を第三者に譲渡または供給した場合
- レお客さまの責めに帰すべき事由により本サービス提供の継続が困難である場合
- ソその他、お客さまと当社との間の信頼関係を破壊する本サービス契約の重大な違背で是正不能のものが判明した場合

- (2) 本条(1)1. または2. に該当する場合には、当社は本契約を直ちに解約できるものとします。その場合、お客さまは、当社に対し、35（解約違約金）に定める経過年数に応じた解約違約金を支払い、本発電・蓄電システム等を買取るものとします。この場合、当社が解約を通知した月から起算して、翌々月の検針日に解約となり、本発電・蓄電システム等の所有権は当社からお客さまへ移転されます。ただし、お客さまが当社に対して解約違約金を支払ったことが、当社が別途指定する期日までに確認でき

ない場合はこの限りではありません。なお、解約違約金は当社がお客さまへ解約を通知した月から起算して、翌月に当社よりサービス料金に加算して請求し、お客さまはこれをお支払いいただきます。

- (3) 本条（1）に関わらず、当社が、本サービスの継続が困難と認められる事情が生じたことにより、本サービス事業を廃止する場合、当社は契約期間中であっても、お客さまとの本契約を解除することが出来るものとし、その場合、当社はあらかじめ、お客さまにその旨を当社 WEB サイトを利用する方法等により周知するものとします。

35 解約違約金

本サービス契約中に、お客さまは、別表 2 に定める解約違約金をお支払いいただくことで、本契約の全部を解約することが出来ます。この場合、当社がお客さまの書面による解約お申し出を受領した月から起算して、翌々月の検針日に解約となり、本発電・蓄電システム等の所有権は当社からお客さまへ移転されます。ただし、お客さまが当社に対して解約違約金を支払ったことが、当社が別途指定する期日までに確認できない場合はこの限りではありません。なお、解約違約金は当社がお客さまの解約お申し出を受領した月から起算して、翌月に当社よりサービス料金に加算して請求し、お客さまはこれをお支払いいただきます。

36 本サービス契約解約後の債権債務関係

本サービス契約中のサービス料金その他の債権債務は、本サービス契約の解約によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

37 本サービス契約解約後の出力制御対応

本サービス契約解約後、送配電事業者による出力制御対象地域のお客さまは、当該送配電事業者の求めに応じて本太陽光発電システム等の出力制御のための通信環境等をご準備いただく必要がある場合があります。

VIII その他

38 サービス提供開始に至らないで本サービス契約を解約する場合等の費用の申し受け

本サービス準備期間中にお客さまの都合により本サービスの提供開始に至らないで本サービス契約を解約する場合は、お客さまは当社からの請求に従い以下の費用を支払うものとします。

1. 本工事着工前までにお客さまから本サービス契約の解約のお申し出があった場合、当社が既に支出した実費及び事務手数料。なお、実際に設備の工事を行わなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。
2. 本工事着工後にお客さまから本サービス契約の解約のお申し出があった場合、35（解約違約金）に定める解約違約金。なお、解約違約金計算式における残サービス期間月数は10年契約の場合は120カ月、15年契約の場合は180カ月として計算します。

39 本サービス提供にともなうお客さまの協力

(1) 立入業務への協力

当社（当社の委託先を含みます）は、次の業務を実施するために、本建物およびその敷地に無償で立ち入らせて頂くことがあります。この場合には、お客さまは正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ、当該業務を実施する係員は所定の証明書を提示します。

1. 本発電・蓄電システム等を本建物に設置する工事の実施
2. 本発電・蓄電システム等の保守、運用、点検、修理、交換等
3. 16（本発電・蓄電システム等の譲渡）、18（電力量の検針および計量）、33（お客さまからの本サービス契約の解約）、34（当社からの本サービス契約の解約）により必要な処置

(2) 必要な用地の提供の協力

本発電・蓄電システム等の設置、保守、点検、修理、交換等に係る工事および維持のために必要な用地の確保等について協力をさせていただきます。

(3) 保安等に対する協力

本サービス契約期間中、本発電・蓄電システム等や本建物を善良なる注意義務

をもって利用・管理いただきます。また、お客さまが、本発電・蓄電システム等に、異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合、当社は、直ちに適当な処置をします。

40 本発電・蓄電システム等の譲渡禁止等

- (1) お客さまは、本サービス契約期間中、本建物を自らの所有または利用権原の下で適正に維持するものとし、当社の書面による事前承諾なく、本発電・蓄電システム等に関する第三者への譲渡その他の承継、担保供与、本建物の取り壊し、建替えその他の毀損行為を行わないものとします。
- (2) お客さまが前項に違反した場合は、34（当社からの本サービス契約の解約）の規定に則り当社は本契約を直ちに解約できるものとします。その場合、お客さまは、当社に対し、35（解約違約金）の定めに則り解約違約金を支払い、本発電・蓄電システム等を買収するものとします。

41 事故処理

お客さまは、お客さまの責に帰すべき事由により、第三者から本サービス契約に起因し、苦情、相談または紛議が生じた場合は、お客さまの費用と責任をもってこれらに対処し、その解決にあたるものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

42 消費税法等改正の場合の取扱い

消費税法及び地方税法が改正された場合、当社は、当該改正後の消費税法および地方税法に則り別表1に定める本サービス料金を改定します。

43 環境価値の帰属

本サービスにより発生するすべての環境価値は、法令及び制度上可能な範囲において、当社に帰属するものとします。ただし、国または地方自治体等による補助金や助成金等（以下、「補助金等」といいます。）の受領の要件として自家消費分への環境価値の帰属が求められている場合であって、かつ当社がその補助金を受領する場合には、当該補助金等の要件の求める環境価値の譲渡先へ環境価値を譲渡します。

44 専属的合意管轄裁判所

本約款にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

45 反社会勢力の排除

(1) お客さま及び当社は、本契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）及び以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。ただし、法令により取引が義務付けられているものを除きます。

1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
5. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さま及び当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

(3) お客さま及び当社は、相手方が本条（1）または（2）に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

付則

1 本約款の実施期日

本約款は、2022年6月1日から実施します。

別表

1 サービス料金表

(1) 太陽光サービス料金単価表

太陽光サービス料金の料金単価は以下の通りとします。

	単価 (税込※)
電力量料金単価	1キロワット時につき 28円30銭
調整費料金単価	1キロワット時につき 28円30銭

※消費税率 10%の場合

(2) 先払いサービス料金・レジリエンスサービス料金表

先払いサービス料金およびレジリエンスサービス料金は以下の通りとします。

		初期費用 0 円 プラン (税込※)	先払い 30 万円 プラン (税込※)
先払いサービス料金		—	300,000 円
レジリエンスサービス料 金 (月額)	15 年契約	11,900 円	9,900 円
	10 年契約	17,900 円	14,900 円

※消費税率 10%の場合

2 解約違約金

解約違約金は下記の計算式により算出します。

解約違約金（税込）＝残サービス期間月数×（月額レジリエンスサービス料金（税込）＋本太陽光発電システム等のモジュール容量(kW)×解約清算係数）

契約後経過月数は、本約款 3 5（解約違約金）に定める解約月時点での経過月数を、本サービスのサービス提供開始月を1カ月目として起算し算出します。

残サービス期間月数は、契約期間（180 カ月または 120 カ月）から契約後経過月数を差し引いて算出します。

解約清算係数は、以下の通りとします。

契約後経過月数		1～60 カ月	61～120 カ月	121～180 カ月
ネクストエナジー・アンド・リソース製	15 年契約	760	570	610
	10 年契約	1,110	1,120	—

※消費税率 10%の場合

3 最低確保充電量

最低確保充電量は、以下の通りとします。

蓄電池の種類	実効容量に対する割合
ネクストエナジー・アンド・リソース製	40%